

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

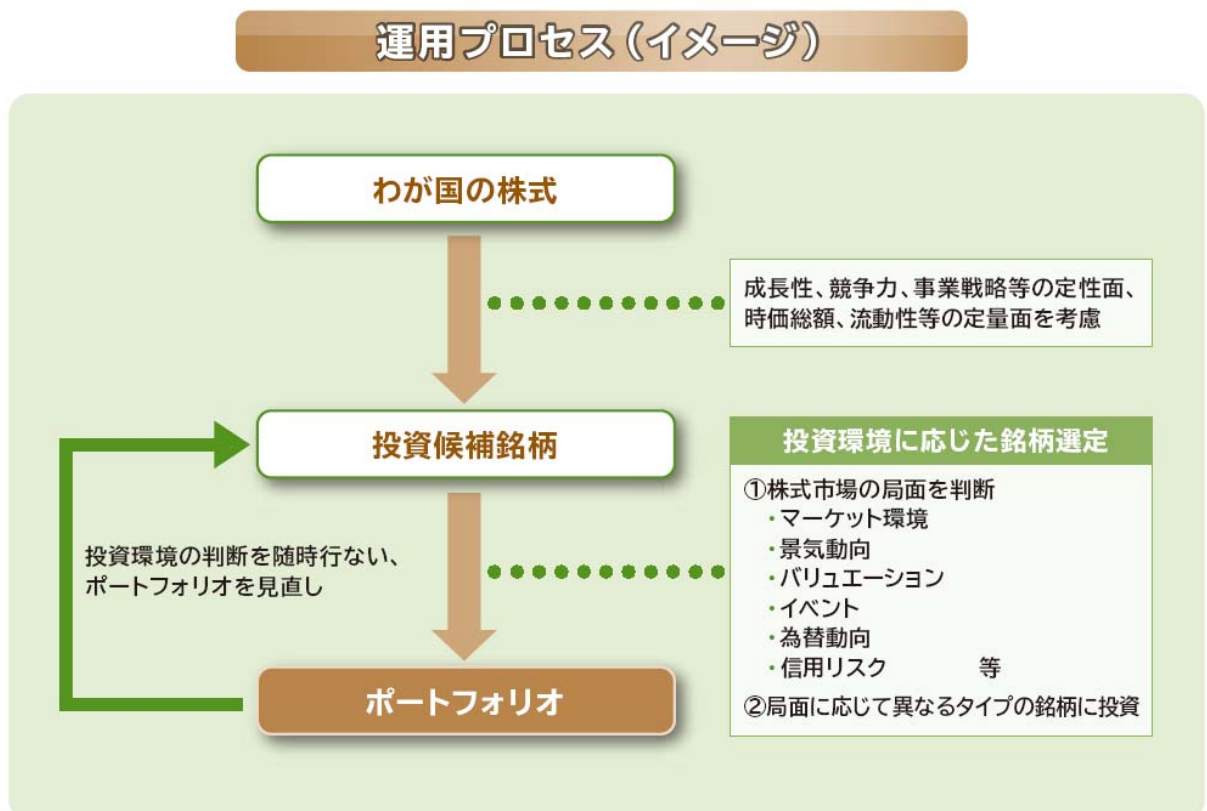
通貨選択型ダイワ・トップ・オブ・ジャパン（米ドル投資型）

当社は、9 月 18 日に「通貨選択型ダイワ・トップ・オブ・ジャパン（米ドル投資型）」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの特色

1 わが国の株式の中から、
投資環境に応じて銘柄を選定します。

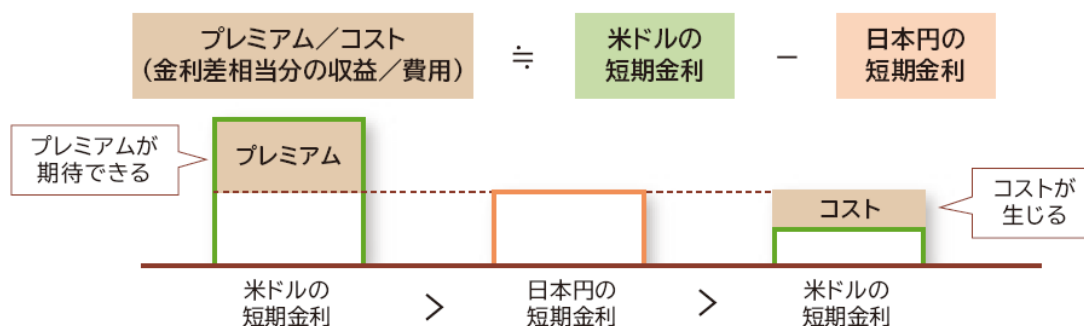


2 円売り／米ドル買いの為替取引を行なうことで、米ドルへの投資効果の享受をめざします。

- ◆米ドルの対円レートの上昇（円安）／下落（円高）により、為替差益／為替差損が生じます。
- ◆為替取引を行なうことにより、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）について

- ◆米ドルの短期金利が、日本円の短期金利よりも高い場合、「プレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。
- ◆米ドルの短期金利が、日本円の短期金利よりも低い場合、「コスト（金利差相当分の費用）」が生じます。



※上記はイメージであり、実際のプレミアム／コストとは異なります。

※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。

- 為替取引を行なうにあたっては、外国為替予約取引等を活用します。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、株式の組入比率は、通常の状態でも信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2. の運用が行なわれないことがあります。



毎年3月17日および9月17日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

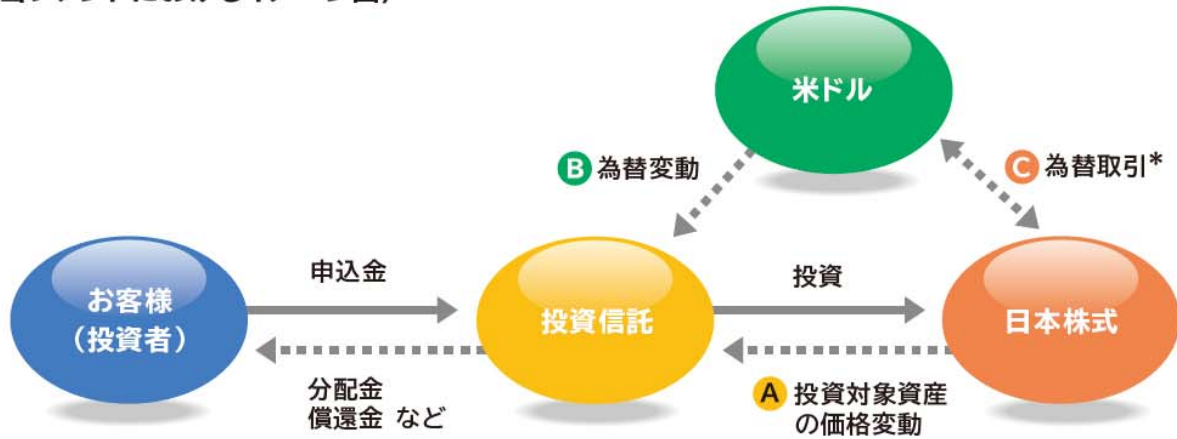
【分配方針】

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

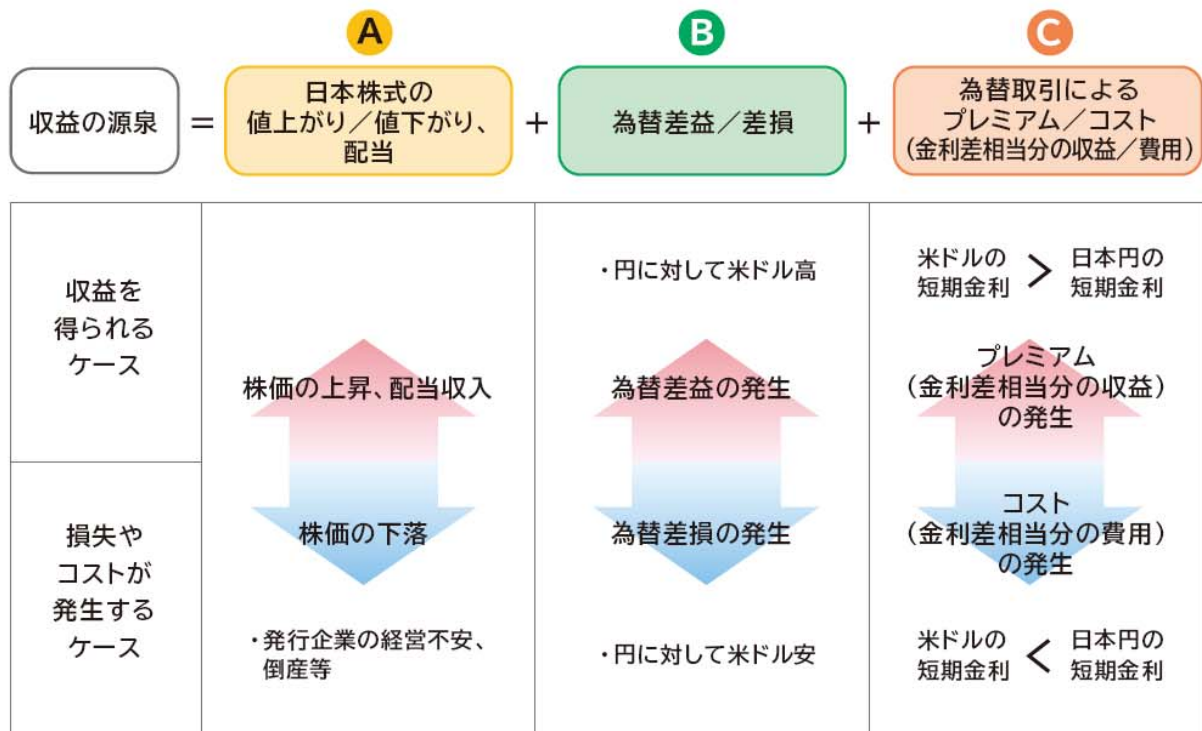
- ◆通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

〈当ファンドにおけるイメージ図〉



*米ドルの対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- ◆当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 当ファンドは中小型株式に投資することがあります。中小型の株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。
為 替 変 動 リ ス ク	・米ドルの為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 ・米ドルの金利が日本円の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用														
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとしします。購入時の申込手数料の料率の上限は、 3.15%*(税抜3.0%) です。 *消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、 3.24% となります。)													
信託財産留保額	ありません。													
投資者が信託財産で間接的に負担する費用														
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率1.5225%*(税抜1.45%) *消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、 年率1.566% となります。) ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>[運用管理費用の配分](※)</th> <th>(委託会社)</th> <th>(販売会社)</th> <th>(受託会社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円以下の部分</td> <td>年率0.70%(税抜)</td> <td>年率0.70%(税抜)</td> <td rowspan="3">年率0.05%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>300億円超500億円以下の部分</td> <td>年率0.65%(税抜)</td> <td>年率0.75%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>500億円超の部分</td> <td>年率0.60%(税抜)</td> <td>年率0.80%(税抜)</td> </tr> </tbody> </table>	[運用管理費用の配分](※)	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)	300億円以下の部分	年率0.70%(税抜)	年率0.70%(税抜)	年率0.05%(税抜)	300億円超500億円以下の部分	年率0.65%(税抜)	年率0.75%(税抜)	500億円超の部分	年率0.60%(税抜)
[運用管理費用の配分](※)	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)											
300億円以下の部分	年率0.70%(税抜)	年率0.70%(税抜)	年率0.05%(税抜)											
300億円超500億円以下の部分	年率0.65%(税抜)	年率0.75%(税抜)												
500億円超の部分	年率0.60%(税抜)	年率0.80%(税抜)												
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。													

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

ファンド名	通貨選択型ダイワ・トップ・オブ・ジャパン (米ドル投資型)
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	① 当初申込期間 平成25年9月2日から平成25年9月17日まで ② 継続申込期間 平成25年9月18日から平成26年12月10日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設定日	平成25年9月18日
当初募集額	1,050億円を上限とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。

購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成 25 年 9 月 18 日から平成 30 年 9 月 14 日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年 3 月 17 日および 9 月 17 日（休業日の場合翌営業日）
収益分配	年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	5,000 億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [http://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成 26 年 1 月 1 日以降）。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせください。
販売会社	大和証券
受託銀行	みずほ信託銀行

5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上